

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：35302

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380059

研究課題名(和文) 障害差別禁止の新展開

研究課題名(英文) New Development on Disability Discrimination Law

研究代表者

川島 聡 (Kawashima, Satoshi)

岡山理科大学・総合情報学部・准教授

研究者番号：60447620

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果として、特に、学際的観点から、日本の障害差別禁止法と国際人権法(障害者権利条約と欧州人権条約を含む)における合理的配慮の概念を含む差別禁止概念に関して一定の知見が得られた。このことは、国際人権法学及び障害法学における理論的発展に寄与する成果であるとともに、障害学の理論的発展にも貢献するものだと言える。

研究成果の概要(英文)：The research results are that some new insights are gained regarding the concept of non-discrimination including reasonable accommodation in Japanese disability discrimination law and international human rights law, including the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities and the European Convention on Human Rights, from an interdisciplinary viewpoint. I developed not only the theory of international human rights law as well as disability law but also the theory of disability studies.

研究分野：国際人権法

キーワード：障害のモデル 直接差別 間接差別 合理的配慮 障害者権利条約 欧州人権条約 障害者差別解消法  
障害者雇用促進法

## 1. 研究開始当初の背景

2006年に国連総会で障害者権利条約が採択された。この条約は、「合理的配慮の否定」(denial of reasonable accommodation)を障害差別と定義した。それは、従来の主要人権条約には見られない新しい差別の概念である。2012年の段階で、日本は、障害者権利条約の締結に向けて、障害法制度の整備を進めている。この点について注目されるのは、2012年9月に内閣府の障害者政策委員会差別禁止部会が、障害者差別禁止法に関する部会意見をまとめたことである。この部会意見に含まれた差別概念には合理的配慮の概念も含まれている。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本、英国、国連の関係実定法を素材に、障害差別禁止法に関する部会意見(とこれに基づいて2013年に提出されることが予定されている障害差別禁止法案)の無差別概念を明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究を効果的に進めるためのカギとなるアイデアは、国際人権法の考察の中に「障害学」の視点と知見を積極的に採り入れるという学際的アプローチを用いることである。このような特徴をもつ本研究は、日本の内外の差別禁止法理の解明に貢献すると同時に、新しい学問領域「ディスアビリティ法学」(障害法学)の構築にも寄与するものである。

このような意義をもつ本研究のアプローチは、国際人権法学と他の学問分野との学際性に大きな特徴がある。たとえば、『障害学のリハビリテーション 障害の社会モデルその射程と限界』や『合理的配慮』といった共著者には、社会学者、経済学者、ジェンダー研究者などがある。

また、本研究のアプローチは、法分野横断的な側面もある。『障害法』の共著者には、憲法学、民法学、社会保障法学、労働法学、教育法学の研究者らが含まれている。

## 4. 研究成果

平成25年度は、たとえば次のような研究を実施した。まず私は、共編著『障害学のリハビリテーション 障害の社会モデルその射程と限界』で、序章「障害学のリハビリテーション」という企て(3-13頁(星加良司との共著)と、第3章「権利条約時代の障

害学 社会モデルを活かし、越える」90-117頁を執筆し、従来の障害学のあり方を批判的に分析検討し、障害学の新しいあり方を示した。

また、私は“Facial Disfigurement and Reasonable Accommodation”と題する発表(西倉実季との共同発表)を行い、社会モデルの概念を用いて、容貌障害の文脈において合理的配慮の概念を検討した。

さらに、私は、「発声障害のある議員と発言方法の規制 名古屋高等裁判所平成24年5月11日判決」を執筆し、国際人権法の観点から合理的配慮の概念を検討した。

加えて、私は、「<座談会>障害者権利条約の批准と国内法の新たな展開 障害者に対する差別の解消を中心に(岩村正彦・菊池馨実・川島聡・長谷川珠子)」『論争ジュリスト』8号4-26頁(2014年2月10日)で、障害者権利条約における障害差別の概念等を議論した。

以上のような研究成果は、障害学の視点(社会モデル)と知見の検討を通じて、合理的配慮の概念を検討することにより、国際人権法やアメリカ法における障害差別禁止法理の解明に資するものであったと言える。

平成26年度は、たとえば次のような研究を実施した。まず私は、共編著『障害法』で、第1章「障害法の基本概念」1-29頁(菊池馨実との共著)と、第3章「国連と障害法」54-73頁を執筆し、障害法の基本概念を論じるとともに、障害分野の国際人権法を概説した。

また、「障害者権利条約12条の解釈に関する一考察」において、差別禁止概念の観点から法的能力の概念を検討したほか、「代読裁判と権利条約 差別概念からの再構成」において代読裁判を差別の観点から再検討した。

さらに、「障害者権利条約と障害のモデル」障害学会第11回大会において、佐藤久夫教授の議論を踏まえて、障害者権利条約における障害のモデルを再検討した。

以上のような研究成果は、障害のモデルの概念をさらに深く解明することにつながるとともに、国際人権法における差別概念と合理的配慮の概念のさらなる解明にも資するものであった、と考えられる。

平成27年度は、たとえば次のような研究を実施した。まず、私は“Two Equality Models and the Japanese Disability Discrimination Act”と題する研究発表により、日本の障害差別解消法とイギリス平等法との比較を通じて、差別概念に対して一定の

知見を得ることができた。

また、私は「欧州人権条約と合理的配慮」と題する論文を執筆して、合理的配慮に明示的に言及していない欧州人権条約に関する判例法理の中で、合理的配慮の概念が姿を現してきている状況を明らかにすることができた。

さらに、私は、共著『合理的配慮 対話を開く、対話が拓く』（近刊）の中で、序章「合理的配慮が開く問い」（星加良司との共著）、第1章「権利条約における合理的配慮」、第2章「差別解消法と雇用促進法における合理的配慮」、第5章「合理的配慮と経済合理性」（星加良司との共著）を執筆し、障害者権利条約と日本法における合理的配慮の概念を多角的に明らかにすることができた。

以上のような研究成果は、国連・英国・日本における障害差別（合理的配慮の不提供を含む）の概念を解明することに資するものである。そして計3年間の研究成果により、本研究の目的をある程度まで達成することができたのではないかとと思われる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計11件）

川島聡「障害者権利条約の国内的实施と障害者政策委員会」『インクルーシブ社会研究（生存をめぐる制度・政策 連続セミナー「障害/社会」2）』11号（2016年）5-38頁

川島聡「マレーシアの障害児教育制度の現状と課題」小林昌之編『アジアの障害者教育法制 - インクルーシブ教育実現の課題』（日本貿易振興機構アジア経済研究所、2015年）145-162頁

川島聡「欧州人権条約と合理的配慮」『法律時報』87巻1号（2015年）56-61頁

川島聡「障害者権利条約の批准と課題」『心と社会』45巻3号（2014年）54-59頁

川島聡「障害者権利条約の日本語訳作成をめぐる議論」日本発達障害連盟編『発達障害白書 2015年版』（明石書店、2014年）127頁

川島聡「杉野昭博氏の書評に答えて」『障害学研究』10号（2014年）226-233頁

川島聡「障害者権利条約 12 条の解釈に関する一考察」『実践成年後見』51号（2014年）

71-77 頁

川島聡「代読裁判と権利条約—差別概念からの再構成」川崎和代・井上英夫編著『代読裁判—声をなくした議員の闘い』法律文化社（2014年）94-109頁

川島聡「無差別」『ノーマライゼーション』34巻3号（2014年）47頁

川島聡「障害者の権利条約をめぐる若干の論点」『MIMI』143号（2014年）32-33頁

川島聡「発声障害のある議員と発言方法の規制—名古屋高等裁判所平成24年5月11日判決」『新・判例解説 Watch』（『速報判例解説』vol.13（2013年））281-284頁

〔学会発表〕（計4件）

Satoshi Kawashima, “Two Equality Models and the Japanese Disability Discrimination Act,” Disability and Disciplines: The International Conference on Educational, Cultural, and Disability Studies, Liverpool Hope University, 1 July 2015

Satoshi Kawashima, “International Disability Law in Asia and the Pacific,” at the Session “Creation of Regional Tribunal on Disability Rights,” The 4th East Asian Law & Society Conference, Waseda University, 6 August 2015

川島聡「障害者権利条約と障害のモデル」障害学会第11回大会（沖縄国際大学、2014年11月9日）

Satoshi Kawashima and Miki Nishikura, “Facial Disfigurement and Reasonable Accommodation,” 29th Pacific Rim International Conference on Disability & Diversity, Hawaii, US, 29 April 2013

〔図書〕（計3件）

川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮—対話を開く、対話が拓く』（2016年7月刊行予定）

菊池馨実・川島聡・中川純『障害法』成文堂（2015年）全258頁

川越敏司・川島聡・星加良司編著『障害学のリハビリテーション—障害の社会モデルその射程と限界』生活書院（2013年）全183頁

〔その他〕

ホームページ等

<http://disabilitylaw.jp/>

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

川島聡 ( KAWASHIMA SATOSHI )  
岡山理科大学・総合情報学部・准教授  
研究者番号：60447620